

令和4年4月25日開催

新庄市農業委員会第23回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和4年4月）議事録

1. 開催日時 令和4年4月25日（月）午前10時
2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール
3. 出席委員（18名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 清水 哲夫	4番 間 真一
5番 田宮 成彦	6番 丹 茂
7番 星川 豊	8番 五十嵐 成生
9番 佐藤 啓右	10番 齋藤 謙二
11番 指村 貞芳	12番 三原 康志
13番 高山 光弥	14番 森 良一
15番 星川 吉和	16番 下山 秀一
17番 星川 秀男	19番 早坂 浩樹
4. 欠席した委員（1名）

18番 佐藤 喜代志

5. 議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 議事録署名委員及び会議書記指名 |
| 日程第 2 | 議案第 78 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 79 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第 80 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画の変更申請について |
| 日程第 5 | 議案第 81 号 農用地利用集積計画について |
| 日程第 6 | 議案第 82 号 農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第 7 | 報告第 63 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 8 | 報告第 64 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について |

6. 出席した事務局職員

事務局長	横山 浩	総務主査	鏡 彰広
主任	庭崎 佳子	主 事	結城 美緒

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和 4 年度新庄市農業委員会第 2 3 回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 18 名です。欠席通告者は 18 番佐藤喜代志委員の 1 名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 2 3 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に5番田宮成彦委員と17番星川秀男委員の両名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の庭崎佳子さんと結城美緒さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第78号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第78号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、新庄地区5件、稲舟地区2件、八向地区4件、計11件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○7番

新庄地区1番につきまして、4月20日に調査確認いたしました。売買について双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区2番につきまして、4月18日に調査確認いたしました。この案件は、農業振興地域内の案件であります。第22回総会の議案76号新庄地区5番の残りの農地であります。借賃も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○17番

新庄地区3番につきまして、4月15日に調査確認いたしました。貸人が高齢であるため、親戚であり当該農地近隣で耕作を行っている借人に依頼したところ、双方合意に至っ

たとのことです。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

次に、新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○12番

新庄地区4番につきまして、4月20日に調査確認いたしました。貸人が親戚であり同地区の借人に依頼したところ、双方合意に至ったとのことです。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

次に、新庄地区5番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区5番につきまして、4月15日に調査確認いたしました。譲渡人より宅地を買った譲受人に隣接する農地も贈与したいと申し出があったところ、双方合意に至ったとのことです。問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○4番

稲舟地区1番につきまして、3月20日に調査確認いたしました。小字が違いますが道路を挟んで隣り合った農地です。対価につきましては、双方合意しております。問題ないと判断いたしました。宜しく申し上げます。

○議長

次に、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○13番

稲舟地区2番につきまして、4月15日に調査確認いたしました。譲渡人は離農の方向で進んでおり以前より相談がありましたが、水利がないことから作付けする方が見当たらず、耕作放棄地になる可能性がありました。隣接する会社社長に話したところ、会社の前が耕作放棄地になると困るとのことです。会社社長の父親が譲受人となり双方合意に至ったとのことです。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○5番

八向地区1番につきまして、4月19日に調査確認いたしました。この後審議する農用地集積計画に関連する案件ですが農用地区外とのことで3条申請となりました。双方合意でありますので、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区2番につきまして、4月16日に調査確認いたしました。集団移転の際に土地取得に制限があったため、その時の残りの土地を贈与という形で所有権移転することに双方合意しております。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、八向地区3番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区3番につきまして、4月16日に調査確認いたしました。集団移転の際に土地取得に制限があったため、その時に取得出来なかった土地を売買で所有権移転することに双方合意しております。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、八向地区4番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区4番につきまして、4月16日に調査確認いたしました。集団移転の際に土地取得に制限があったため、その時の残りの土地を贈与という形で所有権移転することに双方合意しております。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第78号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第78号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第79号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第79号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区2件、稲舟地区4件、八向地区1件、計7件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区1番につきまして、4月21日に調査確認しました。事由は詳細のとおり間違いないことを確認しました。問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

次に、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○12番

新庄地区2番につきまして、4月19日に調査確認いたしました。親子間の貸借であり、息子夫婦の住宅建設のための転用とのことでした。問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○4番

稲舟地区1番につきまして、4月17日に調査確認しました。この案件は3月22日に仲介業者の日本住宅から連絡があり、詳細についての説明がありました。資料22頁のとおり周りは住宅地であり、譲受人は石川町で1棟アパートを所有しております。双方合意ということで問題無いと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○4番

稲舟地区2番につきまして、4月17日に調査確認しました。この案件も日本住宅より説明を受けております。資料24頁のとおり周りは住宅地であり、譲受人は北町で1棟アパートを所有しております。部屋数を増やしたいとのことで、双方合意ということで問題無いと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○13番

稲舟地区3番につきまして、4月15日に調査確認しました。資料26、27頁の図面とおりに所有権移転して家庭菜園を建売分譲に変更しますが周りへの影響は少ないと考え、問題無いと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、稲舟地区4番について調査報告をお願いします。

○13番

稲舟地区4番につきまして、4月15日に調査確認しました。譲渡人の田には水利がないため、そばを作付けしていますが、隣接する譲受人の事業拡大に伴い駐車場を増設するため所有権移転となりました。問題無いと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○5番

八向地区1番につきまして、4月19日に調査確認しました。この案件は以前転用許可

を受けた携帯電話基地局の設置についての工事に伴う作業用地の確保のため、その場所の一時転用を申請することになります。具体的には鉄板を敷き、工事車両の出入りや駐車や資材の搬入等に使用する予定です。双方合意ということで問題無いと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第79号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第79号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第80号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第80号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請につきまして、新庄地区2件、稲舟地区1件計3件ございます。

(議案書を基に計画内容を説明)

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区1番につきまして、4月18日に調査確認しました。内容については事務局説

明のとおりであります。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区2番につきまして、4月21日に調査確認しました。豪雪の影響により着工が遅れていましたが、現在は着工し、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○13番

稲舟地区1番につきまして、4月15日に調査確認しました。内容については事務局説明のとおりであります。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。なお、工事完了予定日までは注視していきます。

○議長

ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第80号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第80号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第81号農用地利用集積計画についてを上程します。

ここで、丹茂委員と五十嵐茂成生委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席いたします。

暫時休暇します。

(丹茂委員、五十嵐茂成生委員退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第81号農用地利用集積計画について、新庄地区4件、萩野11地区、八向地区2件、計17件ございます。議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を基に計画内容を説明)

ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長

ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のありました所有権移転6件、賃借権設定、新規6件、再設定5件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第81号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第81号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休暇します。

(丹茂委員、五十嵐茂成生委員入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。次に日程第6、議案第82号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第 8 2 号農業振興地域整備計画の変更について、議案書に基づきご説明いたします。
(議案書を基に計画内容を説明)
ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区 1 番について調査報告をお願いします。

○ 1 7 番

新庄地区 1 番につきまして、4 月 1 5 日に調査確認しました。申請者の現在の自宅は地区の細い小路を入ったところにあり、冬期に大変苦勞しているとのことで、道路沿いの田を宅地に変更したいとのことでした。問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦勞様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第 8 2 号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 8 2 号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

次に日程第 7、報告第 6 3 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第 6 3 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出につきまして、新庄地区 2 件、稲舟地区 2 件、萩野地区 1 件、計 5 件ございます。議案書に基づきご報告いたします。
(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第63号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第63号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第64号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第64号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、新庄地区2件、稲舟地区2件、計4件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第64号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第64号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案の通り可決、承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他の件について何かございますか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これにて新庄市農業委員会第23回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和4年4月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅 沼 玲 子

議事録署名委員 田 宮 成 彦

議事録署名委員 星 川 秀 男